平成２２年（フ）第４２１号
仙台市青葉区赤坂３丁目18番地の10
債務者　曽根　明美
1　決定年月日時　平成22年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第４２９号
仙台市若林区遠見塚東11番３号　ホープハイツ105
債務者　佐藤　英寿
1　決定年月日時　平成22年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第３５３号
京都市伏見区深草大亀谷六躰町45番地
債務者　森岡　博文
1　決定年月日時　平成22年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第４４６号
京都府向日市物集女町五ノ坪23番地の２　ラポー桂404号
債務者　塚田美恵子
1　決定年月日時　平成22年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第４７６号
京都市伏見区深草西浦町８丁目93番地　メゾン・ド・ルフレ302号
債務者　牧野　敏典
1　決定年月日時　平成22年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第６２号
宮崎県東臼杵郡門川町大字川内3640番地36
債務者　川﨑　　愛
1　決定年月日時　平成22年４月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第７号
秋田県由利本荘市大浦字八走68番地62
債務者　菊地　直也
1　決定年月日時　平成22年４月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２２年（フ）第１１８号
長崎県長崎市泉２丁目20番４号
債務者　笠山　康雄
1　決定年月日時　平成22年４月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１１９号
長崎県長崎市泉２丁目20番４号
債務者　笠山美津代
1　決定年月日時　平成22年４月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１７０号
大分市高城南町４番７号　シャトー堀102
債務者　濱野　恵子
1　決定年月日時　平成22年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第５９号
宮城県大崎市古川大宮４丁目４番11号、従前の住所宮城県仙台市青葉区昭和町３番40―1105号
債務者　須藤奈保美（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成22年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第１７号
山形県新庄市大字鳥越1308番地、前住所山形県最上郡戸沢村大字古口3001番地の20
債務者　髙澤美智子
1　決定年月日時　平成22年４月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２２年（フ）第２１号
山形県最上郡最上町大字富澤800番地の２
債務者　奥山さなえ
1　決定年月日時　平成22年４月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２２年（フ）第１９２号
大分県別府市北浜３丁目１番11号　パルテールさくら館205号
債務者　古庄　美沙
1　決定年月日時　平成22年４月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第６２号
宮城県遠田郡涌谷町涌谷字下町82番地６
債務者　渡邊　裕輔（旧姓三澤）
1　決定年月日時　平成22年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第６３号
宮城県栗原市築館薬師２丁目３番34号
債務者　砂金　貞義
1　決定年月日時　平成22年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第６４号
宮城県大崎市古川小稲葉町７番22号
債務者　中川　真一
1　決定年月日時　平成22年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係